

令和 6 年

第 1 回 忠岡町議会定例会会議録

第 4 日

令和 6 年 3 月 22 日

忠 岡 町 議 会

令和6年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第4日）

令和6年3月22日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 二家本英生議員	6 番 是枝 綾子議員
7 番 松井 匡仁議員	8 番 三宅 良矢議員	9 番 前川 和也議員
10 番 尾崎 孝子議員	11 番 勝元由佳子議員	12 番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防予防課長	岸田 健二		

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長（北村 孝議員）

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前10時00分」再開)

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和6年第1回忠岡町議会定例会議事日程（4日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 議案第 6号 手数料条例の一部改正について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第2 議案第 7号 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第3 議案第 8号 忠岡町町民運動場等設置及び管理条例の一部改正について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第4 議案第 9号 忠岡町地区集会所管理条例の一部改正について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第5 議案第10号 忠岡町霊園条例の一部改正について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第6 議案第11号 忠岡町介護保険条例の一部改正について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第7 議案第12号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について

(総務事業常任委員会委員長報告)

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第8 議案第13号 令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について

		(福祉文教常任委員会委員長報告)
日程第9	議案第14号	令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
		(福祉文教常任委員会委員長報告)
日程第10	議案第15号	令和6年度忠岡町一般会計予算について
		(予算審査特別委員会委員長報告)
日程第11	議案第16号	令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
		(予算審査特別委員会委員長報告)
日程第12	議案第17号	令和6年度忠岡町介護保険特別会計予算について
		(予算審査特別委員会委員長報告)
日程第13	議案第18号	令和6年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について
		(予算審査特別委員会委員長報告)
日程第14	議案第19号	令和6年度忠岡町下水道事業会計予算について
		(予算審査特別委員会委員長報告)
日程第15	議案第20号	忠岡町教育長の任命について
日程第16	議案第21号	忠岡町監査委員条例及び忠岡町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第22号	忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第18	議案第23号	忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第19	議案第24号	忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について
日程第20	議案第25号	令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第8号)について
日程第21	議案第26号	令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)について
日程第22	議案第27号	令和6年度忠岡町一般会計補正予算(第1号)について
日程第23	意見書第1号	企業・団体献金及び企業・団体によるパーティー券購入の禁止を求める意見書の提出について
日程第24	意見書第2号	政治資金パーティー収入を巡る裏金事件の全容の徹底解明を求める意見書の提出について
日程第25	意見書第3号	高すぎる国民健康保険料のさらなる値上げになる府内統一化を中止し財政支援を求める意見書の提出について
日程第26		総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第27		福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第28		議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

日程第1 議案第6号から日程第9 議案第14号までの9件の議案についてを一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認め、よって、日程第1 議案第6号から日程第9 議案第14号までの9件を一括議題といたします。

本件に関し、2月27日の本会議において、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で内容の審査をした結果を常任委員会委員長から報告を求めます。

初めに、総務事業常任委員会委員長報告を求めます。総務事業常任委員会委員長、松井匡仁議員。

総務事業常任委員会委員長（松井 匡仁議員）

議長のお許しを得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

去る2月27日の本会議におきまして、本委員会に付託されました4件の案件につきましては、2月29日に委員会を開催いたしまして、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配布いたしております議事暫定版のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第6号 手数料条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決をされました。

次に、議案第9号 忠岡町地区集会所管理条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決をされました。

次に、議案第10号 忠岡町霊園条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決をされました。

最後に、議案第12号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）についての総務事業常任委員会に係る部分につきましては、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決をされました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4件の議案について報告を終えます。

令和6年3月22日、総務事業常任委員会委員長、松井匡仁。

議長（北村 孝議員）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（北村 孝議員）

次に、福祉文教常任委員会委員長報告を求めます。福祉文教常任委員会委員長、前川和也議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

議長の許可を頂戴しましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

先月の２月２７日の本会議におきまして、本委員会に付託されました６件の案件について、３月４日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第４１条第１項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、既に配布をしております議事暫定版のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第７号 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者から説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第８号 忠岡町町民運動場等設置及び管理条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者から説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第１１号 忠岡町介護保険条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者から説明の後、質疑応答、反対討論があり、賛成多数で可決されました。

議案第１２号 令和５年度忠岡町一般会計補正予算（第７号）についての福祉文教常任委員会に係る部分については、委員会記録のとおり、理事者から説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第１３号 令和５年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）については、委員会記録のとおり、理事者から説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第１４号 令和５年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）については、委員会記録のとおり、理事者から説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました６議案についての報告を終わります。

令和６年３月２２日、福祉文教常任委員会委員長、前川和也。

議長（北村 孝議員）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませ

んか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案1件ごとに討論及び採決を行います。

議長(北村 孝議員)

それでは、日程第1 議案第6号 手数料条例の一部改正について、討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案の可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(北村 孝議員)

続いて、日程第2 議案第7号 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(北村 孝議員)

続いて、日程第３ 議案第８号 忠岡町町民運動場等設置及び管理条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより議案第８号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第８号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第４ 議案第９号 忠岡町地区集会所管理条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第９号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第９号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第５ 議案第１０号 忠岡町霊園条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１０号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(北村 孝議員)

続いて、日程第6 議案第11号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

6番(是枝 綾子議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

是枝議員。

6番(是枝 綾子議員)

介護保険条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例改正は、令和6年度から8年度の3年間の第9期介護保険事業計画の期間中の保険料の額を基準額で月額6,397円にするもので、前期の第8期の保険料と比較すると、わずか月額13円安くなるというものです。また、現行第11段階までの介護保険料の段階を第14段階にまで追加変更し、第9段階以降の各段階を区分する合計所得金額を細分化して、現行では基準額の2倍までが保険料の最高額だったものを、基準額の2.6倍にまで拡大、引き上げるものです。その増額分をもって第1段階から第3段階の方への保険料に再配分する、機能の強化を図るというものです。

そもそも介護保険料は、65歳以上の方全員から徴収しているのに、介護保険の要介護認定を受けているのはわずか20%、たった2割の人しかおらず、大多数の8割の方は介護サービスを受けていません。入院したら介護サービスは使えません。要介護認定も思うような介護度にしてもらえず、介護サービスを受けるときにも、1割負担、2割負担、3割負担のこのお金が必要で、毎月基準額で月額6,397円もの掛け捨て保険では割に合わない。こんな民間保険があったら誰も入らないような保険です。だから、国は強制的に年金から天引きする徴収方法を取ったのです。

付託委員会で河野議員の質疑にもあったように、役場内に要介護認定のマニュアルがあり、要介護1の方が次の認定の見直しの際、認知症や半年以内に悪化するおそれがあれば、要支援1か要介護1に落とされてしまうというのです。要介護1に残れず要支援になると、受けられるサービスの限度額が約6割から3割削られ、たちまち介護が取り上げられ、皆さん大変困っておられます。なのに、保険料は容赦なく基準額の方で毎月6,397円天引きされるのは納得できません。

また、妻の年金が年額８４万円で本人は住民税非課税でも、夫が住民税課税なら、妻の保険料は基準額の第５段階となり、月額７万円の年金から６，３９７円が天引きされます。１割近くが介護保険料です。親子なら住民票の世帯分離をして第４段階の保険料に引き下げできますが、夫婦では世帯分離ができません。妻と同じ月額７万円でも単身世帯であれば第２段階の月額２，４３０円です。一人一人から徴収しているにもかかわらず、世帯に住民税の課税者がいると、同じ年金額であってもなぜ３倍も高い保険料が課せられるのか、納得できません。

要介護認定では、介護度が落とされ、介護サービスを受けられないのに高過ぎる介護保険料を支払わされるのは怒りしかありません。

さらに第９期では、所得の多い方の段階、９１名の方から年間３４８万円を多めに保険料を徴収して、所得の低い段階の方に回すと言いますが、そんなことで高い保険料を安くするというのが、考え方自体が間違っています。そもそも介護保険制度がスタートしたのは、２０年前は保険料の基準額が月額３，２８４円でした。現在は、当初の２倍の保険料になっています。当初と比較して高齢者の数が増え、要介護認定を受けて介護サービスを受給する方も増えたためであるとしても、介護保険の財源に対する負担割合が、国が２５％、大阪府１２．５％、忠岡町１２．５％という割合が変わらないのに、１号被保険者は１７％だったものが２３％に増え、今では当初の２倍の保険料に値上がりしてきたという経緯があります。

付託委員会で河野議員が質問で、保険料引下げを目的に一般会計からの繰入れには、国からのペナルティーはあるのかとの質問に対し、忠岡町は一般会計からの繰入れには国からのペナルティーは特にないと答弁がありました。ですから、一般会計から介護保険会計に繰入れして保険料を引下げすることを求めましたが、忠岡町は公平性から繰入れはしないとのことでした。国や大阪府、忠岡町が負担する割合を増やす方法をとらなければ、いくらでも介護保険料の値上げは続きます。公費負担を増やす解決策を取ることを求めます。町独自に一般会計から繰入れをして、高過ぎる介護保険料を引き下げることが求めます。

以上、基準額が月額たった１３円安くなるだけで、第９期においても高過ぎる介護保険料のままであるため、この介護保険料条例の改正案には反対をいたします。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１１号を起立によって採決をいたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第１１号について、委員長報告のとおり、決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、議案第１１号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第７ 議案第１２号 令和５年度忠岡町一般会計補正予算（第７号）について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１２号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第１２号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第８ 議案第１３号 令和５年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１３号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第9 議案第14号 令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第10 議案第15号から日程第14 議案第19号までの5件の議案についてを一括して議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認めます。

よって、日程第10 議案第15号から日程第14 議案第19号までの5件を一括議題といたします。

議案第15号 令和6年度忠岡町一般会計予算について、議案第16号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議案第17号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計予算について、議案第18号 令和6年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第19号 令和6年度忠岡町下水道事業会計予算について、以上の5件は、去る2月27日第1回定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託し、審査されました。

ただいまから、河野隆子委員長より、審査の結果報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

予算審査特別委員会委員長（河野 隆子議員）

議長のお許しを頂きまして、ただいまから予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、令和6年2月27日開会の第1回定例会におきまして、本特別委員会に付託されました令和6年度忠岡町一般会計予算、各特別会計予算及び下水道事業会計予算についての審査の経過及び結果について、会議規則第41条第1項の規定によりご報告申し上げます。

委員会は、3月11日、12日、14日の3日間にわたり、議案説明のため町長、副町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計予算、各特別会計予算及び下水道事業会計予算について、慎重に審査を行いました。

出席委員は、今奈良幸子委員、小島みゆき委員、是枝綾子委員、三宅良矢委員、前川和也委員、私、河野隆子とオブザーバーとして北村孝議長出席の下、審査を行いました。

各会計の予算高は、既に議員各位に配布されています予算書のとおりであります。

まず財政課より、令和6年度の当初予算の特徴について説明がありました。

令和6年度一般会計当初予算（案）は、前年度当初比11.0%減の74億1,000万1,000円になるとのことです。

一般会計当初予算の歳入でございますが、主要な項目を挙げますと、町税は、前年度比1.9%減の23億3,243万3,000円の見込みとことです。地方消費税交付金は前年度比5.3%減の3億9,000万円の見込み、地方交付税については前年度比4.3%増の20億9,000万円の見込み、国庫支出金については前年度比6.1%減の7億7,916万5,000円の見込み、府支出金については前年度比36.2%減の2億5,316万3,000円の見込み、寄附金については前年度比30.4%増の3億4,000円の見込み、繰入金については前年度比36.3%減の2億5,316万3,000円の見込みとことです。町債については前年度比86.5%減の1億4,490万円の見込みとことです。

一方、歳出においては、主要な項目を挙げますと、議会費が前年度比14.9%減の1億1,153万6,000円、総務費が前年度比25.2%減の12億2,249万9,000円、民生費が前年度比3.4%減の29億6,928万4,000円、衛生費が前年度比4.9%減の6億9,562万1,000円、土木費が前年度比4.6%増の7億1,644万4,000円、教育費が前年度比35.3%減の5億6,056万5,000円と全体的に減少しております。

性質別においては、人件費が前年度比10.7%増の17億5,788万円の見込み、扶助費が前年度比5.8%増の14億4,298万5,000円の見込み、公債費が前年度比11.0%減の6億9,124万8,000円の見込み、物件費が前年度比3.3%

増の１４億９８５万円の見込みとのことです。繰出金は前年度比６．８％増の８億９，８５３万８，０００円の見込とのことです。普通建設事業費については、前年度比９０．３％減の１億３，３６７万１，０００円の見込みとのことです。減少の主な要因は、認定こども園整備事業、シビックセンター等ＥＳＣＯ事業及び町民運動場改修工事の終了によるものでございます。

また、財政収支見通しでは、令和５年度の見込みについては、この３月補正見込みも含めた最終現計予算としており、２．９億円の収支不足となっております。令和６年度については、地方交付税が増となる見込みとしているものの、歳出において、退職手当や職員数の増に伴う人件費の増、介護給付・訓練等給付費、施設型給付費などの扶助費の増、後期高齢者医療会計への繰出金の増などにより、財源不足が２．４億円となっております。令和７年度以降については、令和６年度の当初予算を発射台として、各推計条件に基づき見込んでいることから、収支不足が発生しており、不足額は財政調整基金を繰り入れて収支調整する見込みとなっております。令和７年度以降、大規模な公共事業も見込んでいないことから、緩やかに収支改善していく見込みとのことです。

各会計予算の説明後、各委員から熱心な質疑応答や、これからの町政運営に反映されるよう、意見、要望が出されていますので、審査の経過など詳しい内容につきましては、委員会の記録をご参照願いたいと存じます。

それでは、討論で各委員から出されました意見と要望であります。

まず、前川和也委員の意見を述べます。

令和６年度の本町の予算（案）につきまして、当会派の意見を申し上げます。

今回の新年度予算編成においては、住民から要望の多かった、放課後児童健全育成事業の充実や、子育て支援のさらなる充実、学校教育を充実させる様々な取組が盛り込まれていることには、評価をいたしております。

今回の予算編成の基本的な考え方として、「１０年後、２０年後の町の将来を見据えた予算編成」とあります。

１０年後、２０年後の忠岡町の将来、それは超人口減少社会であります。減少は避けられず、いかに緩やかにし、対応した行政をつくり上げていくか。そのためには３点あります。

まずは、「広域連携」です。人口減少が加速化し、行政課題が複雑化する中、単独の行政で果たすことができることには限界があります。この予算委員会の答弁から改めて本町の慢性的なマンパワー不足を容易に感じ取ることができる答弁が多々ありました。

人口減少社会に備え、昨年１０月に協定を締結しました２市１町広域連携を強力に推し進めるべきであります。

次に、「公民連携」。来月より、公民連携事業の一環でありますごみ処理中継施設が本格稼働します。他の分野においても民間の知恵や力をフルに活用し、行政の負担を軽く、

そして財源を効果的、効率的に使っていくべきです。

最後に、「町民との協働」です。地方の自立性・独創性を構築していくには、行政だけではできません。町民と一緒にまちをつくっていくという観点、町民に主権者としてまちづくりに参画してもらうという観点を持ち、町民とともに地域の課題解決に取り組むべきであります。

町民や町内各団体への各種補助金・交付金について、補助・交付をただけで終わりでなく、ともにより良い制度ができるように、密に連携を取るべきです。

本町の総合計画のスローガンには、「つながる、つどう、人を育む」とあります。各種事業の予算執行の中で、地域の担い手を育成しつつ、住民との協働、共創をもって、新年度には取り組んでいただきたいこととあります。

以上、いろいろと申し上げましたが、長年の懸案事項の1つでもありました町民グラウンドの改修工事は間もなく完了し、ごみ処理事業の大改革にも着実に取り組んでいる杉原町長の新年度の町政運営に期待をいたしまして、令和6年度の全予算案におきまして「賛成」をいたします。以上です。

また、同会派の今奈良議員も前川議員と同様の意見とのことでした。

続いて、三宅良矢委員の意見を述べます。

令和6年度予算委員会、無所属の会の意見を申し上げます。

まず、令和6年度予算について無所属の会は全ての会計について賛成いたします。

理由につきましては、以下のとおりとなります。

杉原町長の1期4年目の締めくくりとなる予算編成となりました。2期目に出馬されるか否かは定かではありませんが、庁内の機構改革などを経て新たな体制をしいた中において、「10年、20年後の町の将来を見据えた予算編成」と銘を打たれた状況で、億単位の公共事業はないまでにしろ、全体の予算づけの公平性について強く意識された上で配慮をされていると思います。しかし、それは全体性に配慮するあまり、大きな特色が感じられないというマイナス要素もはらんでおります。忠岡町といえこれといった一点集中した取組も、ごみ以外に町長主導で始めていただきたいところです。

世界に目を向ければ、中国経済の減速を契機に経済状況がどのように転換するか見計ることはできない状況で、インバウンドやイベント頼みで企業の流出が続く大阪経済のあり方についても、危機感を強く感じるところであります。日本の経済の源はいまだに国内消費が大部分を占めていることをご認識いただき、忠岡町内における施策においても反映していただけますことを強く願います。

加えて、歳入歳出における意見につきましては以下のようになります。

歳入につきましては、ふるさと納税額が伸び悩む中で、150%増しの計画を立てられた取組については敬意を払う一方で、実現可能性についての根拠が乏しいことが危惧するところですが、この成否が次年度予算の事業予算とリンクさせ、達成できなければ何らか

の事業を減らす、ないしはやめるというような企業的なインセンティブを働かせ、危機感を持って臨んでいただきたいと思います。

一般質問などでもたびたび取り上げましたが、コロナ明けに伴うインバウンド需要を初めとした国際移動の増加に伴い、忠岡町は地勢的に便利なところにある中で、地価上昇や不動産取引の活性化は、忠岡町にとっては追い風に持っていくべき事象であると思います。管理不全空き家の積極指定や京都の空き家税制、相続登記の義務化など、不動産取引を活性化することを念頭に、地域活性化するための施策を強く進めていただきたいと思います。

スマートシティ戦略など多くの時代に求められる事業が増えています。DXやAIなどを活用できる人材育成を、外部委託ありきでは日本の全国的な人材不足の中で負担は増すばかりです。基本的な作業は庁内の人材で賄える視点で人材教育を進めてください。

歳出につきましては、1款の議会費におきまして、タブレットとWi-Fi整備についての約750万円の使用については疑義を呈します。去る12月議会で反対多数で議員報酬改定に否決された。財政が苦しい中、総額50万円もの金額を上げるなんておかしいという理由で反対派の多くの意見があったと覚えております。町長を初め三役の方も上げませんでした。ちなみに、私は、議員報酬は自分たちで議会で条例を出すことでいかようにもできるのだから、人勧などの外部要因によって変えるべきではないという理由で、反対に加わりさせていただきました。その半年後しかたない状況で、大きな財政改善や好転を見込むことが出来ない中で、公費で導入することは到底民意を得ることは難しいと考えております。反対された方の財政への認識が大きく変わらない中においては、タブレットやWi-Fi整備の導入については、基本的にはそれぞれ個人や会派などで自腹でそろえるべきであると思います。

2款の総務費になります。

人件費の増加は今後も見込まれます。併せて、若手職員の退職が続いている現状を鑑みれば、就業と開庁時間に差を設けるなどして仕事の内容にメリハリを利かせることや、それによる残業時間代の削減を図る取組をした先行自治体である安芸高田市などを参考に、情報収集に努めて実行してください。

広報紙につきましては、製作を担ってきた人材の年齢的継続の限界も踏まえ、紙面内容の改訂や、全面カラー印刷を含めた入札などの検討を始めてください。

要支援者支援システムについては、支援者の確保策に福祉関係者などの専門職活用も視野に入れていると思いますが、無償ボランティアではなく、しっかりと財政上の措置も進めた上で行ってください。

男女共同参画啓発については、民法改正に伴う女性の再婚禁止期間の撤廃や、離婚後300日以内の嫡出推定も再婚後の夫の子と認定されるなどといった改正も今年があります。そのような大きな変化を前面に、毎年1つずつ大きなテーマを持って進めるなど、情

報発信の工夫をしてください。

大阪・関西万博の気運醸成について、チケットやボランティア募集について、忠岡町のでこ入れについて、「特に考えていない」という回答がありました。国費・府費などを兆単位の予算を投入したイベントに対する対応としては、いかがなものかと疑義を呈しておきます。

3 款、民生費についてです。

児童発達支援につきまして扶助費は年々増加し億単位の金額となっております。企業や利用者など増加する一方で、施設利用を卒業していく 18 歳以上の手帳を持てない、知的ボーダーや発達障がい者等の課題にも、事業所と協働して取組を進めてください。

そのため、重層的支援体制整備事業など新たな仕組みを活用し、自立支援協議会などの場で積極的に意見の投げかけ合いを行っていくとともに、行政業務の丸投げという意識ではなく、協働の中での役割分担という視点を大切に検討を進めてください。

令和 6 年の国の補助金メニューが続々出てきています。出産・子育て応援給付金、地域の実績や課題に応じた少子化対策、子どもの居場所づくり支援体制の強化事業など使えるものは積極的に活用し、まずは他市にできていて本町でできていない取組の穴などをしっかりと埋めていってください。

4 款衛生費につきましては、マイナンバーにひもづけを見据えた母子保健の子育てアプリのデジタル化選定については、周辺市の移行と足並みをそろえた中で、管理支援機能の強化を願います。

霊園使用料の返還については、後々の返還トラブルを避けることを踏まえて、信義則の原則に照らし、今年度は積極的に情報提供を行うとともに、その返還に徹底して当たってください。

今年は、ごみ処理行政の転換年にもなります。「一般廃棄物並み」、「一般廃棄物と同性状」ということで、これまで計画に同意してきました。その説明に違うことなく、今後の環境アセスメントを進める中での品目検討に向けては、より慎重に進めさせていただきます。その前提として、企業との関係性につきましても、利害関係を中心に、全ての関わる者の透明性について極めて高くしていただいた中で確保をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

5 款労働費については、障がい者就労の拡大と賃金の底上げ、地域景観の維持を念頭に進めていき、企業との協働をベースにした相乗効果拡大を狙ってください。特に駅前の駐輪場看板など住民の皆さんがより多く行き交うところを中心に進めてください。

7 款の商工費については、忠岡町駅周辺活性化開業支援事業については、経営継続支援が抜けている中で、途中経過における継続支援、固定資産税の減価償却分の免除、地主などへ忠岡町が仲介支援に入るなどにより必要な求められる支援は必ず行って、500 万円の投資がキノコ実験の二の舞にならないようにしてください。

2024年4月より働き方改革の影響がより大きく表面化してきます。運送業界や変形労働制をしいている福祉関係、フリーランスの保護など、企業側、従業員側、委託側などのいずれにしても、労働に関するルールの認識がより厳しくなります。この影響で特に小規模零細企業が窮地に陥らないように行政としては危機感を持って支援してください。

9款消防費について、追加予算を踏まえても当初の設計にあった寝台スペースの確保は、追加予算の上で従前の計画で行っていただきたいと強く願うところであります。今後はほかの計画に向けての予算に言えることですが、設計計画における予算提示の在り方については、いま一度特に注意を払っていただきたく存じます。

10款教育費ですが、機構改革に伴う福祉と教育の貧困や虐待などを初めとする児童相談所の連携について、今後の状況を見定めることとなりますが、縦割り行政とならないように責任者の強いリーダーシップが望まれるところであります。

東忠岡小学校のトイレ改修につきましては、国の補助金などを積極活用することにより早期に進めていただきたく存じます。

3校の体育館空調整備により防災を兼ねた対策が完了することとなりますが、各小・中学校の部活や地域団体への影響を極力抑え、かつ応札企業の提案力を試すような仕組みを積極的に導入して取り入れてください。

国保特会につきましては、モデルケースにおける情報発信方法についてはいま一度工夫を頂き、負担については累進課税制度という仕組みや可処分所得という視点も取り入れてもらい、住民にとってより理解しやすい内容へと進化させてください。

介護特会につきましては、支援者の高齢化が進む介護業界において、次世代を担う若手人材がいいイメージを持って参入することができるよう、わいせつ行為などに対しては毅然とした態度で行政意識を持つこと、現場の現状をしっかりと吸い上げた上で、事業所連絡会や広域の会議にて議題として提示していただき、広く認識を広めてください。

これにつきましては実行に移されず、今後ものりくらし調査研究を続けるのであれば、次回より認定していかない覚悟で挑ませていただきますので、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

以上におきましては個別の要望が中心となった意見となりますが、今後も質問をしていた以上は継続して確認を続けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

大阪・関西万博を初めとした公共事業への影響、国の賃上げ政策における影響による忠岡町に対するマイナス影響に対して、特に注意を払って事業を実施してください。

一灯照隅 万灯照国、松井匡仁。

人は城 人は石垣 人は堀 情けは味方 仇は敵也、三宅良矢。

無所属の会2名の意見は以上となります。

続いて小島みゆき委員の意見を述べます。

令和6年度忠岡町一般会計及び各特別会計当初予算案について公明党の意見を申し上げ

ます。

初めに、本年1月1日に能登半島地震が発生しました。多くの方が亡くなられました。また、多くの方が今も避難生活を余儀なくされています。亡くなられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早く復旧・復興されますようお祈り申し上げます。

さて、国においては、自民党の派閥による政治資金の問題が発覚しました。政治不信払拭のためにも関わった議員はしっかり説明責任を果たすべきだと思います。

令和6年度忠岡町の当初予算における重点ポイントの説明では、「10年後、20年後の町の将来を見据えた予算編成」とされています。1. 子育て支援の充実、2. 健康づくりの推進、3. 防災・減災力の強化、4. 自治体のDXの推進、5. まちのにぎわいづくりの推進とありました。

一方で、近年の食料品を初めとする急激な物価高騰により、暮らしは大きな打撃を受け続けており、町民の生活防衛策は、喫緊の課題であります。

忠岡町でも、これまで国の交付金を活用して、学校給食費の無償化や子ども食料費支援などの対策を講じてきました。引き続き町民生活や企業の事業活動を支えるための支援策を速やかに実施し、生活が困窮している方々に支援を届ける必要があります。加速する少子化への対応や、困難を抱えている女性、児童虐待や不登校等、子どもたちへの支援、命と暮らしの安心保障、防災・減災への投資、インフラの点検等の諸課題は、引き続き取り組んでいきたい。

学校教育が充実したまちづくりとして、児童・生徒の熱中症対策や安全な教育環境の整備、災害時の避難所とされている小・中学校の体育館空調設備の設置。

出産・子育て応援事業（伴走型相談支援・経済的支援）を受け、子育てしやすいまちづくりでは、切れ目のない子育て支援として、子育て支援アプリ導入をしていくことで、お忙しい親御さんにはスマートフォンで情報が見れることは便利であり、今後もさらに便利に保育所等の手続にも使えるように更新していくこと、また保育士の確保に努められること。

よりきめ細やかに質の高いサービスの向上として、組織の機構改革にも取り組んでいくとされています。今後、さらに全町を挙げて鋭意努力されて取り組んでいかれることを期待し、令和6年度忠岡町一般会計、各特別会計、下水道事業会計予算に賛成をいたします。

以上です。

続いて、是枝綾子委員の意見を述べます。

忠岡町2024年度の予算案について、日本共産党の意見を申し上げます。

まずは、今年1月1日に発生した能登半島地震で亡くなられた方に対し、哀悼の意を表するとともに、今もなお現地で避難生活を余儀なくされている方に対し、お見舞い申し上

げます。

能登半島地震における災害復興の予算は、23年度の予備費から1,553億円の支出を決定しましたが、復興支援としては、とても不十分であります。予算を増額し、被災した方に寄り添える予算をつけるべきです。

国の2024年度予算案を見ますと、一般会計の総額が1兆1,257億円で、過去最大だった前年度と比較すると、1兆8,095億円の減ですが、「原油高・物価高騰等の対策としての予備費の減額」と「防衛力強化資金繰入れの減少」によるもので、この影響を除けば、逆に5兆円以上も増えています。しかし、防衛関係費や社会保障費の自然増加分等がほとんどで、他の分野の多くが減額となっています。

自民党派閥のパーティー券収入をめぐる裏金事件が発覚する中で、異例の予算審議が行われており、折しも確定申告の時期でもあり、申告者から不満が多数出ており、現政権に対する政治不信の声が高まっています。

国民の暮らしと営業が危機的となっている経済情勢です。物価の上昇が賃金の上昇に追いつかず、実質賃金は21か月連続で前年同月割れとなっています。暮らしが悲鳴を上げています。国の支援が届かないところを補うのが、地方自治体である忠岡町の責務であります。

ウクライナへのロシアの侵攻がまだ続いています。ロシアは国際法違反であり、直ちにロシア軍はウクライナから撤退することを引き続き強く求めるものです。また、昨年10月にイスラエルによるパレスチナ・ガザ地区への武力攻撃が開始され、死者は既に3万1,000人を超えています。昨年12月13日に行われた国連総会でも、停戦に向けた決議案を、日本を含む153か国が賛成し、賛成多数で決議が採択されています。対話による平和的な解決が必要ですが、日本は大軍拡に突き進む予算、5年間で43兆円が組まれています。今、必要なのは、大軍拡の予算に充てるのではなく、暮らしを支えるための予算です。

このような状況の下、2024年度予算について、本町の住民の暮らしを支えるための予算であったのかという視点で審査をしました。

組まれた忠岡町の新年度予算案は、物価高騰で住民の暮らしと営業が大変になっているのに、小・中学校の体育館の空調設備の設計委託料以外、新たな施策もなければ物価高騰対策も見られず、町の財政調整基金を積み増しする一方です。

忠岡町の財政調整基金は、令和5年度末見込みで14億4,190万5,000円となり、当初予算で財政調整基金を取り崩していますが、決算をすれば不用額が2億円から4億円くらいは出てきます。取り崩さなくても済むことが多いため、基金が積み増しされていきます。毎年3億円のシビックセンターの元利償還が令和元年度で終わったため、その分が財政調整基金に積み上がっています。財政に3億円の余裕ができ、基金がどんどんたまっていくのは、町民の暮らしを支える施策を忠岡町が全然していないからです。

この委員会での質疑で明らかとなりましたが、地方交付税の算定において、毎年、人口減少対策の事業費１億円を本当に人口減少対策に使っているのか、新たな対策もない、有効に使われていないと言えます。消費税が５％から８％に上がる際、国は増税理由を「福祉の充実に使うため」と言ったため、地方消費税交付金のうち、社会保障の充実分としてお金が入っている分が２億２，０００万円。しかし、忠岡町は既存の福祉サービスの財源に置き換えただけで、その分、忠岡町が助かるだけで、住民は全然助かっていません。

毎年のこれらの３億２，０００万円と返済が終わったシビックセンターの返済金３億円と合わせると６億２，０００万円を住民福祉の充実に使えば、学校給食の無料化、保育料の無償化、こども医療費の無償化など、忠岡町は先進的な福祉の町になるでしょう。しかし、それもやろうとしない姿勢であります。

忠岡町は、２２０トンもの産廃焼却施設の誘致計画を、住民には産廃であることを知らさず、新年度中に実施協定を締結しようとしています。「実施協定を締結する前に住民に産廃誘致計画を広報ただおかで知らせる必要があるではないか」との質問に、「知らせる必要はない」と答弁するなど、住民そっちのけの態度でありました。町長がごみ処理の広域化という公約に反して産廃誘致をするというのなら、なおさら住民説明会を持つべきであります。

また、「産廃事業者の業者選定委員会の委員に、応募企業の関係者が選定委員に入っているのは問題ではないか」との質問に、担当課は「知らない」と答え、関係を調査すべきではないかとの質問に、忠岡町は「調査しない」と驚きの答弁をしました。これにはほかの委員から「聞き取りくらい調査をしないのか」との質問が出て、担当課は「調査する」と答えました。

産廃誘致の事業者選定委員会の公平性・公正性に関わる問題であり、知らなかったでは済まされません。１２月議会には１万筆の署名をつけた「産廃誘致計画をいったん止めて住民との話し合いを求める」住民請願が出されましたが、残念ながら否決されました。忠岡町はこの住民の声を聞くべきです。産廃誘致計画は、このまま進めるべきではありません。

働く婦人の家が廃止されて１年が経過します。代替施設の検討もされておらず、男女協働参画計画を進める姿勢に欠けているのも問題です。一日も早く、代替施設の設置を求めます。

また同時に、本町文化会館の利用料が近隣市に比べ何倍も高いことを他市の条例と比較しながら質問したところ、「高いと思わない」という答弁でありました。忠岡町の文化会館の使用料の引下げを求めます。

町独自の物価高騰対策も一切ありません。基金がたくさん積み立てられているのに、水道料金、下水道料金、国保料、介護保険料の引下げも一切しないとの答弁でした。

入札制度の改善も、原則、一般競争入札なのに、指名競争入札ばかりのため、一般競争

入札に付することができる金額を建設も土木に合わせ4,000万円に引き下げることが求めましたが、忠岡町はしないとの答弁でありました。より透明性の高い入札制度の改善を求めます。

福祉バスの運営委託が新年度から行われますが、その際、福祉バスの改善を求めましたが、今までどおりの内容での民間への委託ということになるということでありました。改善を求めます。

新年度予算では学校体育館のエアコン設置に向けての設計委託料が組まれ、来年夏に設置工事が行われるとのことで、住民、私たちも求めている住民要求が実現されることになることは良かったと思います。

また、加齢性難聴による補聴器補助が実施される予定ですが、65歳以上の非課税の方という対象に限定がされていますので、実施までまだ期間がありますので、対象を広げることを求めています。

新年度、民間委託ではありますが、留守家庭児童学級の保育時間が午後7時まで延長されることになりました。民間委託という問題がありますので、この点の問題がきちんと解決できるように、忠岡町の責任を持った対応を求め、午後7時までの延長が行われることは良かったと思います。

あと、審議の中では、週2日休館日であった文化会館、児童館について、検討に入る旨の答弁がありました。一日も早く、休館日が週2日でなく週1日というふうになることを求めます。

国保会計では、毎年黒字続きで、国保会計の基金に7,000万円もたまっているのに、新年度の保険料は都道府県化ということで、統一保険料に統一されます。忠岡町も統一保険料ということにきっちり合わせるということになり、4人家族、所得200万円の、子どもが2人、40代夫婦の4人家族で、国保の統一化がされる6年前と現在と比較をしたら、年間約6万5,000円の結局は値上げになっていたということであり、高過ぎて払えない国保料は引下げを求めます。また、徴収を国保ではなく税務のほうに移してしまったという問題点、払えないぐらい高い保険料を無慈悲にとると、徴収するということがされないように、保険課が状況をきちんと把握して、国保料の無理な徴収ということがされないことを求めます。

介護保険会計では、基準額が第9期で月6,410円と、ほぼ横ばいの保険料にはなりましたが、やはり高過ぎる介護保険料は一般会計から繰り入れて引下げをすべきであります。

また、後期高齢者医療保険会計では、令和6年度と7年度の2年間の保険料が4年度と5年度の、この2年間の保険料よりさらに値上げがされるというものであります。均等割で2,711円値上げで5万7,172円、そして所得割で0.63%の値上げということで、これも引下げを、一般会計からの繰入れをして引下げすることを求めます。

下水道会計では、高い下水道料金を引き下げるため、一般会計から繰入れをする様々な方法で検討して引き下げることを求めます。

このように、忠岡町には住民要求に応える姿勢が見られません。2024年度新年度予算案について、私ども日本共産党議員団は、忠岡町は財政に余裕が出て、11億円もの財政調整基金があるのにそれを活用しない。ですから、その基金を活用して、物価高騰で大変な住民の暮らしを支える、そういう町財政運営を求め、全ての会計に対して反対いたします。

以上です。

以上が各委員の意見でありました。

本特別委員会といたしましては、討論を終結し、採決を行ったところ、令和6年度忠岡町一般会計予算、各特別会計予算及び下水道事業会計予算については、賛成多数をもって、原案のとおり「可決すべき」との結論に達しましたので、ご報告いたします。

最後に今回の審査に当たっては、3日間、多岐にわたり質疑が展開され、強い要望、厳しい指摘も多く出されました。

今後、理事者におかれましては、指摘事項等を踏まえ、引き続き財政健全化に向けてより一層取り組みを強められるとともに住民サービスの向上にも鋭意努力を傾注されますことを、併せて強く要望いたしまして、予算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

令和6年3月22日、予算審査特別委員会委員長、河野隆子。

以上です。

議長（北村 孝議員）

報告は、以上のとおりであります。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案1件ごとに討論及び採決を行います。

議長（北村 孝議員）

それでは、日程第10 議案第15号 令和6年度忠岡町一般会計予算について、討論を行います。討論ございませんか。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

反対討論ですか。二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

議案第15号、令和6年度忠岡町一般会計予算について、反対討論を行います。

予算審査特別委員会で当会派の意見を述べましたが、新年度予算では小・中学校の体育館の空調設置に向けての設置委託料、加齢性難聴による補聴器購入補助、民間事業にはなりますが、留守家庭児童学級の預かり時間を19時までにするといった予算がつけられています。これは住民、私たちも求めていた住民要求が実現されたことは評価いたします。

その一方、公民連携事業による産業廃棄物焼却施設の誘致計画の件では、産業廃棄物を受け入れることを住民にはほとんど知らせないまま忠岡町は計画を進めています。新年度には実施協定を締結しようとしています。地域の環境悪化や健康被害に不安を持つ住民の声があるのに、その声を全く聞こうとしない状況です。町長もごみ処理は広域化と公約しておきながら、産廃焼却炉の誘致をする方針に変更するなら、住民の理解を求めるためにより一層の説明が必要ではなかったでしょうか。新年度の予算では、公民連携事業での予算が組まれています。住民に知らせない、声を聞かない事業が組まれている予算は、とても認めがたいものです。

また、財政調整基金が、今年1月末時点での見込みではありますが、今年度末で14億4,190万5,000円の積立てとなります。これからの少子・高齢化による扶助費の増大や公共施設の改修等の費用も必要であることは分かっていますが、今、物価高騰や実質賃金が上がらない中で、住民の暮らしはとても厳しいものになっています。今の暮らしを支えるのが住民に一番近い地方自治体、忠岡町の役割ではないでしょうか。基金をため込むのではなく、将来のことを見据え、今を支える事業が見受けられない点でも認められません。

よって、令和6年度忠岡町一般会計予算について反対いたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

令和6年度一般会計当初予算案について、反対の討論をさせていただきます。

一部の事業については一般質問でもさせていただきました。で、予算審査特別委員会も傍聴させていただきまして、反対の理由、多々ありますけれども、大きな部分で申し上げます。

まず1点目、財産の損失というところで申し上げます。霊園使用料です。これ、以前私もですね、議会の議員さんの中に負債ということをおっしゃってたので、負債かどうか確認したときに、担当課のほうから「これは本来返すものなんです」ということで回答を得てましたので、ああ、そうなんだと、担当課の言ってる内容をそのままうのみにといただきますか、それで納得してたんですけども、今回の議会でいろいろ説明上がってきまし

て、よくよく見てみまして、根拠規定も見ますと、単に町の財産の使用料と、あと許可の規定というところで、他の使用料、許可の規定と何ら変わらないというところで、にもかかわらず従前から墓じまいの方々には、勝手に役場のほうが約束したんでしょうかね、使用料の全額返金をしてきたと、規定に反したことをやってきたということなんですね。

で、条例の規定は原則返還しないとなってるのに、このただし書き、つまり町長が認めた場合ということを根拠に全員に返金してきた。これについては、杉原町長も議会の答弁の中で、裁量やと。いざとなったら自分が腹をくくるということをおっしゃってましたけれども、本来このただし書きというのは、ほかの使用料のところでも常々申し上げてますけれども、経済的困窮されてる方に対して行政が経済的に支援をするために例外規定を設けてるわけで、何でもかんでもただし書きを使っていいということではない。というところで、忠岡町のこの霊園使用料をこれまでずっと全員の方に全額返金してきたというのは、ただただ裁量権の濫用、逸脱でしかないということです。

こういうふうに返金しなくてよいものを全員に全額返金してきたという部分ですね、私、法的に指摘させていただきますと、町が約束した住民の方には、いわゆる契約ですよ。口頭でも契約成立しますので、返金はないといけないということは担当部局にも話をさせてもらってます。ただ、町としては損害、被っているわけです。ですので、そんな約束をした職員にですね、町住民の貴重な財源に損害を与えたというところで、地方自治法の規定に基づいて首長である町長が、「あんたのせいで町が損したやないか。損した金を返せ」と損害賠償請求していただく義務があります。これ、規定はしなければならないになってますから、首長の義務です。ですので、していただきたい。

仮に町長がしないということであれば、我々住民が町長に対して、町に損害を与えた職員らに損した金を返せと首長言ってくださいよと、請求しなさいよと。私もかつてしました。住民監査請求、住民訴訟を提起することになりますけれども、以前のデータですね、一審から三審まで住民訴訟したら、町側の弁護士費用、約500万円かかるということとは分かってます。また、無駄な税金を使って我々住民訴訟しないといけないのか。私はこの場で申し上げますので、ぜひ町長はきちんと調査して、決裁起案文書が残ってるということも担当部局おっしゃってますので、誰がそのとき担当した職員かというのは分かるはずですので、きちんと、時効になってない分に関してはきちんと請求してください。損した税金、公金、取り戻してくださいというところで、住民がわざわざ法的措置を講じる前に、首長である町長が地方自治法にのっとって義務を果たして、一日も早く損害を取り返していただきたいと申し上げます。

次に、問題に感じる歳出ですけれども、大きく忠岡町の駅前活性化策です。これについては一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、なぜ飲食店に限定なのかというところは、到底住民の理解は得られないと思いますし、実際、予算委員会の中でもいろいろ意見が出ていてですね、そういうことをしても活性化は見込めないという意見も出て

たと思います。この制度、今回挙げられた活性化策、飲食店の工事費用を上限100万円ということで、一応予算500万円組んでおられますけれども、工事費用に限定してると。かといって、やったからといって駅前が活性化するということは到底見込めない。それであれば、今までに活性化してるはずですよ。ですので、建築業者が得する事業にしか見えない。

で、一般質問で申し上げさせてもらいましたけれども、そもそもこの今回の駅前活性化策が本町の都市計画マスタープランであったり、立地適正化計画であったりとか、本町のまちづくりのプランと全く整合性がとれてないんですよ。ちょっと思いつきとしか思えないという部分を指摘させていただきます。担当部局は答弁を見ましてもですね、とにかく何かやらないといけないと。だから、何かやるんだということで、きちんと理論立てた説明なかったと思います。で、事業の費用対効果など何も検証されてなくて、はっきり言って何も考えてなさ過ぎと。行き当たりばったり過ぎると。そんな根本的解決にもならないものに予算500万円使ってますね、ただただ建築業者をもうけさせるだけの、効果を期待できないこのような無意味な支出は到底認めることができません。やるのであれば、きちんともっと状況、いろんなもの、データですね、分析、検討して、根本解決につながる施策をきちんと考えて実施してください。

次ですね、もう1点。これはごみ処理事業、公民連携方式の部分です。私は、この公民連携方式には賛成させていただきました。で、町長含めですね、誰も賛成の理由を述べない中で、私1人賛成の意見を述べてきましたけれどもね、今回この予算審査特別委員会聞いてまして、業者選定の委員さんの中に早稲田大学の教授の方ですけども、その業者、大栄環境さんとかかなり利害関係の強いといいますかね、方が入っておられたというところで、ちょっと私もびっくりしました。

で、実際いろいろ聞かせていただいて、実際自分でも調べましたけれども、私は従前から担当部局のほうからは京大の先生のお話は聞いてましたけれども、この早稲田大学の教授の方のお話は聞いたことがなかったもので、ちょっと「ああ、そういう方もおられたんだな」と。

で、実際これ、大栄環境さんのパンフレットにもですね、ビジネスパートナーということでも載っています。ネットを調べましたら、いっぱい出てくるんですね、大栄環境さんとの深いつながりといいますか、ほぼパートナーですよ。

で、私もちょっと全然、再検討、関係のない業者さんといいますか、お聞きしましたけれども、この早稲田大学の先生というのは廃棄物の専門家ではないと。エネルギー、都市計画、スマートシティとか、そういった分野の専門家で、エネルギー分野でプラントのほうとちょっと提携というか、そういう共同研究されてるんじゃないですかというところだったんですね。

で、私、個人的にですけども、令和元年度のときから町のごみ処理事業はきちんとゼロ

から、一から見直して、本当に忠岡町にとってどういう方向性がいいのか検討すべきやと申してきましたし、実際、担当部局の生活環境課さんのほうも、そういった意見とか議員のメンバーが変わったということで、広域化一辺倒から方向を変えて検討してきていただいています。

令和元年の当時に私もですね、担当部局のほうに別の環境省とも連携されてる廃棄物分野の専門の東北大の先生、紹介させてもらってるんですよ。で、この先生、私が紹介した先生はほんとに廃棄物分野の最終処分場とか、あと住民の合意形成というところを主に専門にやってる方なので、まさに本町のごみ処理事業にぴったり合ってたのに、何で全然違うところからこんな利害関係の強い人を連れてきたのかなと、私は正直、今そう思っているんです。わざわざ畑違いの、しかも業者と利害関係のある方を連れてきて、ほかにいっぱい選びようがあったはずなのに、こういう方を連れてきたところは私は非常に違和感を感じています。

あともう1点、このごみ処理事業についてはですね、私は議決を得る条件として、当時きちんと株主になって内部チェックできるようにしてくれるのかというところを確約取ったつもりです。議会だよりもそこは載せてます。町の確約が取れたので賛成という意見を載せてますよ。ですけど、その後になって、先頃確認しましたがけれども、株主にはなってませんと。私自身はですね、賛成した議員としては約束をほごにされたというところで、徐々になし崩しにされてる感拭えません。

議長（北村 孝議員）

勝元議員、簡潔にお願いします。

11番（勝元由佳子議員）

はい。公民連携方式には賛成ですけれども、この今の町の約束をなし崩しで破っている姿勢、そしてこの業者選定の専門家委員を業者の大栄環境さんのビジネスパートナーと、思いっきり利害関係のある方を入れて点数をつけていて、その方々が甘い点数をつけていたというところで、この事業には非常にクエスチョンです。

ですので、この事業、これで良いのか甚だ疑問ですので、今回、令和6年度ですね、ごみ処理事業費約3億円、クリーンセンター費で上がってます。こんな巨額な、忠岡町にとっては非常に大きい額の予算を手放しで認めることはできません。

ということで、以上ですね、大きいところで述べさせていただきました。種々いろいろ疑問に思う点がありますが、一番はやっぱり住民が訴訟提起、法的措置を取ったら町が負けそうな違法、不当な支出、複数認められることから、そういった不当な支出は認められませんか、予算措置は認められないというところで、この令和6年度一般会計当初予算案には反対させていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を起立によって採決をいたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第15号について、委員長報告のとおり、決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(北村 孝議員)

起立多数であります。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(北村 孝議員)

続いて、日程第11 議案第16号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、討論を行います。討論ございませんか。

5番(二家本英生議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

反対討論ですか。

5番(二家本英生議員)

はい。

議長(北村 孝議員)

反対討論、二家本議員。

5番(二家本英生議員)

議案第16号、令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、反対討論を行います。

国民健康保険料は新年度、都道府県完全統一化となります。保険料は大変高く、負担が大きいものですが、忠岡町の財政調整基金には約7,000万円もたまっています。基金にため込みをするのではなく、高い保険料を引下げするために基金を活用し、少しでも負担軽減をすべきです。今回もその予算が組まれていません。

よって、令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算に反対いたします。

以上です。

議長(北村 孝議員)

続いて、賛成討論ございませんか。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を起立により採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第16号について、委員長報告のとおり、決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(北村 孝議員)

起立多数であります。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(北村 孝議員)

続いて、日程第12 議案第17号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計予算について、討論を行います。討論ございませんか。

5番(二家本英生議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

討論をお受けいたします。反対討論からです。二家本議員。

5番(二家本英生議員)

議案第17号、令和6年度忠岡町介護保険特別会計予算について、反対討論を行います。

第9期が始まる新年度予算ですが、準備基金を全額繰入れしているものの、基準額が月額6,397円と、わずか13円安くなっただけであり、まだまだ高い保険料となっております。一般会計から繰り入れ、介護保険料の引下げをすべきですが、その予算が組まれていません。

よって、令和6年度忠岡町介護保険特別会計予算に反対します。

以上です。

議長(北村 孝議員)

続いて、賛成討論ございませんか。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を起立により採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第１７号について、委員長報告のとおり、決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、議案第１７号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第１３ 議案第１８号 令和６年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論ございませんか。

５番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

討論をお受けいたします。まず反対討論でございます。二家本議員。

５番（二家本英生議員）

議案第１８号、令和６年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

後期高齢者の保険料については、新年度が保険料率の見直しとなっています。７５歳以上になる団塊の世代が後期高齢者になり、増加の見込みがされているのは分かりますが、所得割で０．６３％増、均等割も２，７１１円増となり、国保料、介護保険料と並び負担が大きくなるばかりです。こちらについても一般会計から繰入れを行い、少しでも負担軽減を行うべきですが、その予算が組み込まれていません。

よって、令和６年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算に反対します。

以上です。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１８号を起立により採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第18号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長（北村 孝議員）

賛成多数であります。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第14 議案第19号 令和6年度忠岡町下水道事業会計予算について、討論を行います。討論ございませんか。

(「議長」の声あり)

議長（北村 孝議員）

討論をお受けいたします。まずは反対討論でございます。

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

議案第19号、令和6年度忠岡町下水道事業会計予算について、反対の討論を行います。

忠岡町の下水道料金は、大阪府内で16番目に高い料金となっています。収益的収支では4,276万6,000円の黒字の予算が出ています。しかし、これも料金が高いため、少しでも料金を引き下げるための予算が今回の令和6年度の予算でも組まれていません。

よって、令和6年度忠岡町下水道事業会計予算に反対します。

以上です。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

私はこれ、今回の下水道予算案についてですね、事業会計予算について反対の立場で討論させていただきます。

ほとんど賛成なんですけれども、1点、疑義がある支出があります。委託料の施設点検業務というところで質問されてたのを聞いてましてですね、令和6年度はだんじりのマンホールの蓋の交換費というところで41万8,000円上がってます。過去には100万

円を超える額でしたかね、ちょっと今、手元に資料ありませんけども、支出されてます。毎年この支出があるんですけれども、担当部署のほうにヒアリングもさせてもらったんですけれども、説明もちょっとしどろもどろでしてね。職員さん自身がちょっとおかしい支出、見つかってしまった的な、ちょっと状況でですね。で、本当に公費負担する必要があるのかというところで、疑義が私にあります。

で、蓋の点検について確認しましたところ、「町内全部確認してるのか」と言ったら、「してません。だんじりルートだけです」と、で「メインは蓋の交換です」と。だんじりが滑らないようにということなんですね。曳き手さんも含めて滑らないようにと。

で、町の下水道の事業計画、確認しましたけれども、町内のマンホール等々も含めて、管りょうの部分ですね。管。町内の脈管の部分は、点検が毎年ではなくて、早くても5から10年とか20年単位というふうになってますので、なぜこういう、一部の部分、町内の一部の箇所について毎年点検業務をしているのか、正直ちょっと疑問ですので、今後確認させてもらいたいというところで、手放しでこの今回の令和6年度忠岡町下水道事業会計予算については賛成できかねますので、反対させていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を起立により採決いたします。

本決について委員長の報告は原案可決であります。

議案第19号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第15 議案第20号 忠岡町教育長の任命について、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第20号 忠岡町教育長の任命につきまして、ご説明申し上げます。

本教育委員会教育長富本正昭氏は、令和6年3月31日をもって任期満了により退任されますので、後任といたしまして谷野栄二氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

まず、大綱的質疑ということでさせていただきます。

まず、なぜ現在の教育長を再任ではないのかという点であります。現教育長の富本教育長は、忠岡町において教育者として初めての教育長であります。ですから、教育の目的は人格の完成を目指しということを常に考え、子どもたちに必要な取組をされてこられました。

不登校の児童・生徒のために学校の外に適応指導教室を、府下の町村では2番目に早く設置をされ、子どもたちの居場所づくりに尽力されてこられました。また、待機児童をなくして、より良い就学前教育をと、町立の認定こども園の完成にも取り組まれました。

富本教育長は、子どもたちや職員のことを決して人材とは言いませんでした。人を物のように、役立つかどうかという、そういった見方をせず、一人一人の子どもたちに最善の教育環境をとり組まれてきたのは、教育者であったからだからこそと思います。

そういった、このような教育長を再任しないのはなぜなのかという、ちょっと疑問があります。提案者の町長より答弁を頂きたいと思います。

町長（杉原 健士町長）

はい。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

当然、ただいま議員さんのご説明いただいたように、私どもも富本教育長に対しまして

は敬意を表しているところでございます。ただ、本人からの申し出がありまして、ご勇退の意思が強かったというもので、今回こういうふうに議案を上程させていただきました。

以上です。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

本人の意思ということではありますが、そこは忠岡町のエデュケーション行政にとって必要な方であり、慰留をされるとか、いろいろそういったお話も必要であったかと思います。

で、私、一番心配しているのは、教育者の方が教育長でなくなる、町長も教育者ではない。どちらも、エデュケーション行政、一般行政、どちらも教育者の方がいないということに大変心配を覚えます。エデュケーション行政に対する一般行政の介入をさせずに、教育の独自性を保つには、教育長か町長か、どちらかが教育者であることが求められていると私は思います。

そういったところで、なぜ教育関係者でないのかということも問題に私はしたいと思いますが、その点については町長、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

以前から忠岡町、本町の場合は、中の職員から上に上げるという面も慣例のようにありましたし、当然、府のエデュケーション委員会のほうもそういうふうな形で、絶対に教育者でないといけないということもあります。組織全体でワンチームですね。私はエデュケーション委員会そのものの自体がしっかりと頑張っていけるものと確信してますので、どうかご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員、3 回目です。

6 番（是枝 綾子議員）

教育者でなければならないという、そんな法律はどこにも存在しませんけれども、やはりエデュケーション行政のトップは教育者であるのが望ましいと考えるのが、保護者、子どもたちにとっても一番最善ではないかというふうに思います。

以前、和田町長は教育者でありました。で、富本教育長も教育者であったということもありました。で、今は町長が教育者ではないですけども、教育長は教育者としておられるということでもあります。こういったエデュケーション、これからエデュケーション行政ということに対しての独自性、独立性というところが本当に保てるのか。だんだんとエデュケーション総合会議という形で首長ですね、首長のエデュケーションに対してのいろいろな、様々な関わりというところが出てきているとい

う、そういった中で、やはり教育行政の独自性を保っていくというところは大事な点ではないかというふうに思います。そういうふうにお考えになりませんか。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

そういう思いはしっかりと持って今後も頑張ってまいりたいと思いますので、どうかご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

議長（北村 孝議員）

他に、大綱的質疑ございませんか。

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

私も今回の任命についてお聞きします。

まず、先にお断りしておきますけれども、今回の候補の方がどうということではないです。適材適所というところでお聞きします。私は、候補の方は、本町の職員として立派になされているというところでは評価してますので、そこは誤解のないようにお願いします。

まずですね、教育長を誰に任命するかというのは、人選は首長の専権事項になっております。で、先ほど是枝議員も質問されてましたけれども、富本教育長をなぜ再任、そのまま継続ですね、されなかったのかというところを私も疑問に感じております。

で、富本教育長につきましては、元忠中の教員の方出身で、私自身も教え子です。で、府の教育委員会にもおられました。で、近年、府の町村教育長会の会長をされたり近畿ブロックの会長をされたり、また全国の町村教育長会の常任理事もされたりと。で、今現在も府の町村教育長会の会長と全国の理事をされているということはお聞きしてますけれども、大阪府内だけでなく、全国レベルで教育行政においてもものすごい人脈、パイプも持ってる。で、そういう点で言うと杉原町長も大阪府とのパイプがあったほうがええというところで府庁から井上副町長をお呼びされたということもありますんで、やっぱりこういった、ほかにパイプがない者を、すごいパイプを持ってるというのはまさに余人をもって代え難しだと私は思ってます。

全国的に見てもなかなかこういう得難い人材といいますか、方はおられないと、数少ないということも分かりますので、なのになぜ別の方に、しかも事務方、職員から選ぶにしても教育畑ですね。教育部局に在籍したことがあるとか、そういうことであれば一定、本町の教育行政について理解もあるだろうなということはあるんですけども、今回選任、任命されたのは、建築職採用で、ずっと建築畑におられてという経歴の方です。ということで、まず町長にお聞きされるんですけども、この富本教育長がいなくなることで、さきに申しあげました大きな人脈、パイプですね。そういった、本当に忠岡町に得難いも

のを失うわけなんですね。これは忠岡町の教育行政にとって本当に大きな損失であろうと思います。

で、令和6年度の施政方針でも「限られた行政資源を活用する」とうたわれてましたけれども、なぜこの先生、富本教育長を続投しなかったというところですね、失ったその貴重なパイプ、人脈の部分をどのようにして埋めるおつもりなのか。それとも、そんなパイプ、人脈、要らんわいということであればそうおっしゃっていただいたら結構なんですけれども、我々住民からすると、本町の教育行政が質も高く、1歩でも2歩でも前に進めていただくという点においてはやっぱりそういった人脈、パイプですね。かなり損失だと思います。そういったことについてまずお聞きしたいのが1点と。

逆に、新たな人選を、じゃあ誰にしようかと、選ぶに当たっての視点なんですけれどもね。後任を選ぶ際の視点はどのような思いを描いて人選をされたのか、何がどうなったらいいなあというところを考えられたのか。その2点、ちょっとお聞きします。

町長（杉原 健士町長）

はい。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

府とのパイプ役とか教育者でないとというところでございますけれども、その辺は私たち忠岡町、一丸となって、府とのパイプはしっかりと持ちながら、我々の生かせる部分、能力をもってしっかりと構えていきたいと思ってます。

というのと、それと人選ですけども、これもやっぱり人格的に、先ほどもご説明あるように、私は適任者ということで思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元委員、簡潔にお願いします。

11番（勝元由佳子議員）

はい。まだ2回ありますね。

議長（北村 孝議員）

はい。

11番（勝元由佳子議員）

で、今、町長のほうが適任者を選んだということですけども、教育長、誰を選んでもいいわけではありません。この議案書、まさに書いてますけれども、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律、通称地方教育行政法ですけれども、私も教育部局に逐条解説、借りて、一通りざっと読ませていただきました。で、地方自治体の教育行政の理念等々、法の趣旨を書かれてまして、なるほどというところで、また町長にお聞きしますけれども、まさしくこの地方教育行政法の第4条に教育長の要件、規定されてます。で、その中に要件いろいろ、こんなこと、こんなこととあるんですけれども、杉原町長はそういった地方教育行政法とか、あと、なぜ首長部局でなくって、教育行政が教育委員会制になっているのかとか、そういった地方教育、地方自治体の教育の理念、原則といったことはご存じの上で人選されたのかというところが1点。

あともう1点、教育部局にお聞きしますけれども、私、過去に自分の友達で教育大出身の同級生いまして、「高校の免許あったら、小・中学生、教えられるやんな」って言うたことあるんです。そしたら「あんた、何言うてんねん」と。「義務教育までの子どもというのは、勉強の知識だけじゃなくて、子どもの発達、発育のそういった専門の授業、単位を取らないとなられへんねんで」と。「だから大人を相手にするのと全然違うねんで」というところを聞いて、「ああ、そうなんや。なるほどな」と、ちょっと腹落ちしたことがあります。で、本町の教育行政はですね。

議長（北村 孝議員）

勝元議員、再度申し上げますが、大綱的質疑なので、簡潔によりしくお願いいたします。

11番（勝元由佳子議員）

はい。でも、前置きを言わないと分からないので。で、本町の教育行政のメインはほぼ学校教育であって、それも町立の小中学校です。つまり義務教育までのお子さんです。であれば、なおのことそういった素養というか、必要なのかなと思うんですけれども、教育部長か、ごめんなさい、石本教育理事か。教育長、お答えされにくいと思いますので、教育畑の方にお答えいただきたいんですけれども、やはりそういう教員免許をお持ちの方というのは、我々一般人の思う教育とはまた違う専門性、特に子どもの発育、発達という部分で専門性をお持ちですよというところで、専門性の部分でちょっとご説明といいますか、我々と違う点、教えていただけたらと思います。お願いします。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

当然、教育部局と我々行政部局というのは、独立の部分だというのは認識しております。その上でこういう形で適任者ということで出させていただきました。

以上です。

議長（北村 孝議員）

聞き取れましたか。聞き取りにくかった。

1 1 番（勝元由佳子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

町長、すみません。もう一度よろしくお願いします。

町長（杉原 健士町長）

いやいや、当然、行政と教育部局というのは当然独立のものでありまして、その中において今回の人選もこういうふうに適任者ということで。

1 1 番（勝元由佳子議員）

4条を読んではいりますか。

議長（北村 孝議員）

勝元議員、そこまで細かく言いますとあれなんで、もう少し、大綱的質疑なので、ちょっと考えて簡潔によろしく願いいたします。

1 1 番（勝元由佳子議員）

教育長の要件をご存じかどうかを聞きたいんです。

町長（杉原 健士町長）

だから言ってるように、独立の認識でございますので、そういう認識であります。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

読んだかどうか、知ってるかどうか聞いたんです。知らなかったのか。

議長（北村 孝議員）

知ってるかどうか、4条を。

町長（杉原 健士町長）

読んでません。

1 1 番（勝元由佳子議員）

読んでないですね。

議長（北村 孝議員）

いいですか。

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

免許につきましては、議員おっしゃられるように、一定のその単位というのを習得した上で免許のほうを取得するということに、もちろんなっております。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

じゃあ、杉原町長はやっぱり教育長の任命要件というんですかね、こういう要件を満たさないとねえよというところはお存じないというところですね。一応申し上げますと、教育行政に識見を有する者のうちという条件が入ってますので、誰でもいいわけではありませんということはお申し上げさせていただきます。

最後の質問ですけれども、今回これ、議案で上げてきました。私が一番懸念してるのは、クリーンセンター、ごみ処理事業みたいに議会が決めたんやと、議会が議決したんやと言われても、ちょっとなと思うところがありますので、今回のこの人選ももし賛成しましたら、「俺じゃない。議会が決めたんや」と、そういう認識なのか。責任の所在ですね。認識、お聞きします。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

責任とかいう問題では、私が任命権者でございますので、私が責任を取らなければならない部分は当然取らなくてはならないと認識しているところでございます。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第 20 号 忠岡町教育長の任命については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第 16 議案第 21 号 忠岡町監査委員条例及び忠岡町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

はい。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第 21 号、忠岡町監査委員条例及び忠岡町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部改正により、同法第 243 条に「指定公金事務取扱者」等の

規定が追加されることに伴い、本町監査委員条例及び下水道事業の設置等に関する条例において引用している箇所に条ずれが発生するため、所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第21号 忠岡町監査委員条例及び忠岡町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第17 議案第22号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第２２号、忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、教育長の給料について、現行給与の１０％減額の読替え及び退職手当を支給しないとする規定を、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの期間においても適用させるため、所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第２２号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第１８ 議案第２３号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、議題とします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第２３号、忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、大阪府福祉医療費助成制度の再構築について平成３０年４月１日に施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行いました。その際「入院時食事療養費」を助成範囲から削除したことが判明し、これを訂正するため所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

大綱的ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第２３号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正については、会議規則第３９条第１項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第１９ 議案第２４号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第24号、忠岡町国民健康保険料条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、退職医療制度が廃止されること及び国民健康保険の広域化に伴う統一により、大阪府国民健康保険運営方針に基づいた保険料賦課とすることを踏まえ、所要の見直しを行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

大綱的ご質疑をお受けいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

大綱的質疑をいたします。

この国民健康保険料条例の一部改正であります。資料、頂いている資料では条例改正の背景に、退職者医療制度が廃止されて、もう対象者がいなくなったということ、ということと、あともう一つ別の話で、大阪府の国保料ですね。国保、国民健康保険運営方針に基づいて4月から完全なる統一保険料になるということであるということが背景であります。そして、それに関して、退職者医療制度は廃止ということ、もう一つが国民健康保険料の端数処理に関するということ、この2つが影響だと、なるということであります。

しかし、ここの条例上には表れていない、そういう影響が隠されているということがあられると思います。府内統一、保険料を完全に統一するということと併せて、保険料に関して減免制度ですね。これも町独自でしていた部分がもうなくなって、完全に大阪府の減免制度に統一するということがあるのではないのでしょうか。これも付随しての影響になるのではないかと。担当部長よりお答えを頂きたいと思っております。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元健康福祉部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

国民健康保険料の減免制度につきましても、国保の統一化ということで影響がございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

国保料の減免の制度は、条例の中には規定されておらず、要綱でしたかね。ということで、議決案件でないためここには出てこないということではありますが、国保料の減免制度、忠岡町は独自で、遡ってその年度の全体の保険料を減免するというものでありましたが、大阪府の分はどうなっているかということについてお聞きしたいと思います。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

大阪府のはですね、申請された時点からの減免という形になっております。詳しくは、ちょっと文言はまた改めて説明させていただきます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

分かりました。ということで、かなり影響が出てくると。住民にとって減免を出したら、年度の途中で出したら遡って、4月まで遡って適用されていたということであったのが、この4月からは年度の途中で減免の申請を出しても、その月からということで、かなり影響が大きく出るということは、影響であります。ということが明らかとなりました。ということで、減免制度が大きく悪くなってしまうという影響が出るということも影響だということは指摘をしておきたいと思います。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第24号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第２０ 議案第２５号 令和５年度忠岡町一般会計補正予算（第８号）について、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第２５号、令和５年度忠岡町一般会計補正予算（第８号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、１億３，３８３万８，０００円の減額で、これを補正することにより、予算総額は９２億９，１６４万１，０００円となります。

歳入につきましては、第１４款 国庫支出金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の計上、第１８款 繰入金で、愛の福祉基金繰入金の減額、第２０款 諸収入で、スポーツ振興くじ助成金の計上、第２１款 町債で、町民運動場整備事業債の減額。

歳出につきましては、第２款 総務費で、戸籍附票システム改修業務委託料の計上、第１０款 教育費で、町民運動場改修工事監理業務委託料の減額、町民運動場改修工事の減額を行うものであります。

次に、繰越明許費であります。総務費において、総合行政システム（住民記録）改修業務委託料３４１万円、非課税世帯給付金事業１，３５２万１，０００円、戸籍電算システム改修業務委託料３８９万４，０００円、戸籍附票システム改修業務委託料４５５万４，０００円、衛生費において、新型コロナウイルスワクチン接種事業１８３万８，０００円、教育費において、町立小学校防犯カメラ設置事業５７２万６，０００円、町立中学校防犯カメラ設置事業２８０万７，０００円について、年度内に完了を見ないため、それぞれ翌年度に繰り越すものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、町民運動場整備事業債において限度額を１億１，６１０万円に変更するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第25号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第21 議案第26号 令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第26号、令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、歳入予算の財源更正であるため、予算総額に変更はございません。

歳入につきましては、第4款 府支出金で、保険給付費等交付金普通交付金の減額、第6款 繰入金で、国民健康保険事業財政調整基金繰入金の計上であります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

大綱的ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第26号 令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第22 議案第27号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第27号、令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、1億9,361万5,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は76億361万6,000円となります。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上、歳出につきましては、第2款 総務費で、定額減税補足給付金の計上、均等割のみ課税世帯支援給付金の計上、住民税非課税世帯等支援給付金（追加支給分）の計上、住民税非課税世帯等支援給付金（こども加算分）の計上、物価高騰対策事業者支援金の計上、その他物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業関連経費の計上であります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長(北村 孝議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

これより、議案第27号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定をいたしました。

議長(北村 孝議員)

議事の都合により暫時休憩いたします。

再開時刻については追って連絡いたします。

暫時休憩いたします。

(「午後0時02分」休憩)

議長(北村 孝議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後４時４０分」再開)
(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長（北村 孝議員）

先刻、福祉文教常任委員会に付託し、休憩中に審査いたしました日程第１５ 議案第２０号、日程第１８ 議案第２３号、日程第１９ 議案第２４号、日程第２１ 議案第２６号の計４件の議案についてを、再度一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第２０号、議案第２３号、議案第２４号、議案第２６号の計４件を一括議題といたします。

議長（北村 孝議員）

先刻の本会議において、福祉文教常任委員会に付託しました議案第２０号、第２３号、第２４号、第２６号の計４件について内容の審査をした結果についてを、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、前川和也議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

先ほどの本委員会に付託されました４件の案件について、即日委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第４１条第１項の規定により報告をいたします。

議案第２０号、忠岡町教育長の任命については、審査報告書のとおり、理事者から説明の後、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、反対討論としましては、「教育行政のトップである教育長には、教育者で経験を積んでこられた方が適任である。そのことによって教育行政の独立性が保てると考え、議案には反対する」、また、「教育現場、政策課題に対し、年度末より期間があつたにもかかわらず、『今は勉強中、これから』という答弁を受けて、反対する気持ちが固まった」という意見でございました。

賛成討論としましては、「これまでも真摯に職務に向き合われてきた。教育長という今までと違う立場ではあるが、全てこれから、子どものため、子どもを一番に考え、独りよ

がりでなく他の意見にも耳を傾けて頑張っていただけることを要望し、賛成する」、「行政法規や組織マネジメントに識見があり、地元在住者として地域活動をされていたということで、教育者以外の目線で子どもに目を向けていただくことを期待して賛成する」という討論でございました。

以上の討論が出て、採決の結果、賛成少数で不同意となりました。

議案第２３号、忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正については、審査報告書のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第２４号、忠岡町国民健康保険料条例の一部改正については、理事者から説明の後、質疑応答、反対討論、賛成討論がありました。

反対討論としましては、「今回の条例改正で端数処理が１円単位になり、もともと高過ぎる国保料がさらに上乘せになり、負担が増える。また、大阪府統一化されることによって、今まで町独自施策である減免制度も府の制度となり、改悪となる」ということでした。

一方、賛成の討論としましては、「減免手法が変わることで住民は大きく混乱すると思われるが、しっかりと情報発信して臨んでほしい」という意見でございました。

以上のとおり、採決の結果は、賛成多数で可決されました。

議案第２６号、令和５年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）についての、福祉文教常任委員会に係る部分については、審査報告書のとおり、理事者から説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました４議案についての報告を終わります。

令和６年３月２２日

福祉文教常任委員会委員長 前川 和也

議長（北村 孝議員）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案１件ごとに討論及び採決を行います。

議長（北村 孝議員）

日程第１５ 議案第２０号 忠岡町教育長の任命について、議題といたします。

（谷野氏：退席）

議長（北村 孝議員）

議案第２０号 忠岡町教育長の任命について、討論を行います。討論ございませんか。

6 番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

教育の独自性を保つため、教育長には教育関係者が望ましいと思います。現教育長再任ということをしていただきたいという点から、賛同しかねるということであります。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

賛成の立場から討論いたします。

教育の中立性、独立性と言われることはもっとも、おっしゃるとおりであると思います。ただ、改めてですね、この改正された地教法の運用におきましてですね、文科省の通達からは、特に教育関係者であったりとか教育委員会事務局関係者である必要はないというふうな留意事項として、改めて通達がなされているということを思えば、何も教育関係者だけに限らず、幅広い方をこの教育長に任命できるようにされたというような、法改正の経緯がございます。

その上で、谷野予定者におかれましては本町、本当に経歴書を見ると長いこと技術畑を歩んでこられたというところで、そこで培われたことというのはきっとこの教育行政にも大きく大きく出されるものであると思っております。

まさに文科省からの、初中局長からの通達であります組織マネジメントでありますとか行政法規に長年携わってこられた方、この点におきまして本当に谷野候補者はふわさしい方であるということと同時に、この地域で住まわれて、この地域の活動も熱心にされてこられたという、この経歴は必ずこの忠岡町の教育行政にとって生かされるものと思い、賛成をしたいと思います。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

勝元議員。

11 番（勝元由佳子議員）

反対の立場から討論させていただきます。

先ほども大綱的質疑の中で、教育長の任命要件について杉原町長にお聞きしました。議案書にもある地方教育行政法の第4条第1項の部分ですけども、聞きましたら「知らな

い」「読んでない」というお答えでしたので、私はそれが全てだと思っています。

先ほどの委員会付託の審議、傍聴してましたけれども、私の質問を受けて、恐らく入手したであろう、私ももらって、借りてるんです。教育部局から実は同じ逐条解説ね。で、ここ数日、今週に入ってからずっとこれ読んでるんですけど、同じ解釈、読み上げで、だれてましたので、後から後づけでおっしゃってるなというのは明白でした。

ですので、そもそもこういう教育長という重い職責のポジションをお選びになるというに当たってですね、私ですら議案、丸ペケするのにこれ数日かけて読み込んでいるのに、読んでないというのは私はいかななものかと思っています。

で、先ほどから組織マネジメント等々ということで、逐条に書いてることおっしゃってますけれども、それはですね、その部分だけ読めばそういうことを書いてます、確かに。ですけど、私もここ数日これずっとね、法の趣旨とか全部、地方自治体の教育行政の理念、そういったものを読ませていただけてますけども、あちこちに教育の中立性、独立性というのと、専門性、特殊性というのがね。その言葉はもうあちこちに出てくるんですよ。ですので、やっぱり教育長の任命要件のところは、ここを抜きにしては考えてはいけないよというのが、ここの逐条には盛り込まれてます。

ですので、本当の一部分のね、一文だけをとらまえて、賛成側の方も、それから町長側も組織マネジメント能力があったらいいんだみたいなことおっしゃってますけど、それであればこの要件に、教育行政に識見のある者の中から選べという要件なんて必要ありませんので、そこはやっぱり法の趣旨からして違うと私も思います。

で、今回の人事ですけども、町長のこれまで施策を実現させてこられた部下の職員の方が任命されてます。で、これ見ますとね、やっぱり町長の右腕を据えるというところで、本来の教育行政の中立性、独立性のところが私は脅かされてるように思います。

戦後ですね、日本は軍事国家になったと、そして敗戦を迎えたというその歴史から、政治と教育を独立させてます。分離しています。それが、首長の権限が強くなる、影響が強くなると、教育が政治に影響されてしまうと。そのところで今回の人事は大きく私は違和感を感じています。というところが大きな要点です。

もう1点、法的な部分以外ですけども、やっぱり一番は町内のお子さんを持つ保護者の方々の理解、納得が得られない。ここが私は一番です。実際私も、自分のSNSですけども、アンケートを取りましたけども、母数は少ないけれども、約8割の方が反対ということで、やっぱり皆さん、この人選、建築職の採用の方、そして建築畑の方を据えるのに何か特別な理由があるのかと、かなり保護者の方々も疑問視されてました。

ですので、幾ら町長が「組織マネジメントに長けてる」とおっしゃられても、やっぱり教育畑、餅は餅屋で、一般行政の職員が座れるポジションではないなと。せめて教育畑に在籍していた事務方の方などであれば一定理解もできなくはないですけども、そういった部分でマネジメント能力があるという部分であればもっとほかに人選できたと思います

し、何であれば富本教育長が慰留されないということであれば、人選をお願いするのも1つだったのではないかと考えてます。

で、本町は、一般質問でも言いましたけども、施政方針の第1に子育て支援を掲げています。ですけれども、こういった人事を見てみますと、やっぱり教育の中身、骨抜きやなと言わざるを得ません。

で、今回のこの杉原町長の教育に対する理念、お考えというところですね。こういった逐条解説もあまり読んでない上でこんな教育人事をされたという部分で、よく分かった気がします。

ですので、今回のこの教育長人事、任命については反対させていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

これで討論を終わります。

これより議案第20号を起立により採決いたします。

本件について委員長の報告は不同意であります。

議案第20号について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（北村 孝議員）

起立少数であります。

よって、議案第20号は、不同意となりました。

（谷野氏：入場）

議長（北村 孝議員）

あらかじめ申し上げます。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認め、議事の都合により延長をさせていただきます。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第18 議案第23号「忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について」、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本件について委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定すること

にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(北村 孝議員)

続いて、日程第19 議案第24号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について討論を行います。討論ございませんか。

6番(是枝 綾子議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

是枝議員。

6番(是枝 綾子議員)

国民健康保険料条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例改正は、退職者医療制度が廃止されて、経過措置の対象者が完全になくなったため、条例から退職者医療を削除することに加え、大阪府が新年度の国民健康保険料を完全に統一保険料化してしまうことに伴い、保険料賦課額の端数処理を、100円単位であったものを1円単位に改めるというものです。

平成30年度から国保の都道府県化に伴い、本町が6年間の経過措置期間があったにもかかわらず、早々と6年前から今の高い大阪府の統一保険料に合わせました。それまでは忠岡町独自で国保料を決めることができていました。国保会計には累積赤字が1億4,000万円ありましたが、高い保険料にできないとして、今よりも低い保険料設定でありました。

ところが、大阪府の統一保険料に、6年前合わせた途端、保険料が大変高くなり、国保会計が黒字になり、黒字になっても保険料引き下げには使わず、忠岡町の国保会計の累積赤字は一気に解消し、毎年国保会計の基金に積み立てて、保険料引き下げには絶対使えないようにして、基金にため続けています。

6年前には忠岡町は、国民健康保険料条例に保険料率を「町独自のものではなく大阪府の統一保険料とする」と書き込む条例改正を行いましたが、そのときも私ども日本共産党は反対をいたしました。新年度からは大阪府が完全に統一保険料とするため、保険料を100円単位だったものを端数1円単位までするという改正をするだけであります。

もともと私どもは大阪府の統一保険料に合わせることに反対でしたので、今回も反対するのは当然のことです。既に経過措置の期間を待たずに6年前から大阪府の標準保険料、統一保険料に合わせていたので、この国保料条例は大阪府の保険料とすると改正されてい

て、既に高い保険料であります。黒字にもかかわらず基金にお金がたくさんたまっているのに、府の統一保険料は令和５年度は９．９％の値上げが行われ、そして令和６年度はさらに２．０２％の値上げであり、所得２００万円の４０歳代夫婦と子ども２人の４人世帯のモデル世帯では国保料は４５万６，１２２円で、所得の２割以上が国保料を占めています。令和５年度と比べ１万５，８８６円もの値上げになります。

国保料はもう耐え難い負担となり、給料が上がらず経済も低迷し、その上、物価高騰で生活が大変な中、もう国保料の負担は限界にきています。払いたくても払えない、滞納者も多く、令和６年１月末現在で本町では国保加入者の１２５世帯が滞納世帯となっており、国保加入者の５．９６％にもなっています。ちゃんとした保険証がもらえずに３か月の短期保険証が発行されている世帯が９７世帯もあり、これ以上の保険料値上げはもうやめるべきです。一般会計からの繰入れをして、高過ぎて払えない国保料を引き下げて払える保険料にすることを私たちは求めます。

付託委員会でも我が党議員が明らかにしたように、大阪府が完全に統一保険料化したことに伴い、町独自の減免制度がなくなり、完全に大阪府の減免制度に統一され、減免の適用が賦課当初に遡って減免されていたものが申請時からになってしまい、加入者に不利益な影響が出ることになります。大変な問題であります。町独自で実施を続けることを求めます。

令和６年度から完全に統一保険料化するのは大阪府と奈良県だけです。国や厚生労働省は技術的助言であり、住民の暮らしを省みない大阪府の姿勢が、今回の府の統一保険料化のやり方です。

国保の都道府県化は本来、都道府県が財政基盤の安定に責任を持ち、市町村が直接の運営をするという共同運営であります。だから、大阪府の国保運営方針は大阪府と市町村とが協議して決める、市町村は反対の意見を述べるのですが、忠岡町は賛成をされています。何もかも大阪府言いなりで加入者を苦しめるというのは本来の都道府県化の意味から外れています。共同運営なのですから国保運営方針に、黒字であっても基金を崩して保険料引き下げに使うなといったひどいやり方には、きちんと町民の立場で大阪府に意見を言っていたきたい。

以上のことから、本条例改正案には反対をいたします。

議長（北村 孝議員）

続いて賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２４号を起立により採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第２４号について、委員長報告のとおり、決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、議案第２４号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第２１ 議案第２６号「令和５年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）について」、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認め、よって、議案第２６号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第２３ 意見書第１号 企業・団体献金及び企業・団体によるパーティー券購入の禁止を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

１２番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

１２番（河野 隆子議員）

趣旨説明をさせていただきます。

自民党の政治資金パーティーをめぐる問題で、既に４人の大臣が辞任をし、安倍派、二階派の事務所が強制捜査され、国会議員とその秘書の逮捕者が出るという前代未聞の事態

となりました。

後を絶たない政治とカネ問題の根源にあるのが、企業・団体献金です。金権腐敗政治を一掃するためには全面禁止が欠かせません。営利を目的とする企業や業界団体が政党・政治家に献金するのは見返りを求めるためです。政治を買収する賄賂というのが本質的な性格です。国民一人一人が自ら支持する政党へ寄附することは、主権者として政治に参加する重要な権利です。

しかし、選挙権を持たない企業が献金することは、国民の参政権を侵害するものです。大企業や業界は個人の力をはるかに超える巨大な財力を持っています。その力で政治を左右するのは民主主義とは相容れません。

2020年の政治資金収支報告書によれば、自民党の政治資金団体は約23億円の企業・団体献金を受けています。大口献金者は自動車や電気などの企業や業界です。経団連は毎年会員企業、団体に政党への献金を呼びかける政策評価を行っています。

企業・団体による寄附の禁止とともに、政治資金集めのパーティー券を企業・団体が購入することも禁止すること、パーティー券は大半を企業・団体が大量に買っているのが実態で、形を変えた企業・団体献金になっているためです。こうした抜け穴を防ぐ実効性ある措置とともに、罰則強化や情報開示の徹底などが必要です。

企業・団体による寄附も禁止し、政治資金パーティー収入も寄附とみなすことで企業・団体によるパーティー券購入も全面的に禁止をすること、パーティー券購入の公開基準は現行20万円超ですが、寄附とみなすことで寄附の公開基準の5万円超とすること、金権政治を一掃するにはこのように、パーティー収入を含め企業・団体献金を全面禁止し、癒着の根を絶つ以外にあり得ないことから、国においても法改正を行い、あと、また政治団体の代表者に監督責任を課すことや個人による政党・政治資金団体への寄附総額上限を年1,000万円に、そして他の政治団体への寄附総額上限を年500万円に引き下げること、そして罰則を強化すること、政治資金収支報告書はデータ化し全てネット公開することなどのことを盛り込んだ、この意見書にぜひこの忠岡町議会でもご賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

4番(小島みゆき議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

小島議員。反対討論からですか。

4番(小島みゆき議員)

反対討論します。

企業・団体献金及び企業・団体によるパーティー券購入の禁止を求める意見書に対しての反対討論をさせていただきます。

政治資金をめぐる問題の原因は、収支報告に記載すべき収入が記載されていなかった、この1点に尽きます。公明党はこれまでもあっせん利得処罰法の策定や官製談合防止法の策定など、法律改正をリードしてまいりました。原則1回のパーティーにつき1人当たり、もしくは団体から20万円を超える支払いがあった場合には、支払者の氏名の公開基準を5万円超に引き下げることが提案しております。

さらに、パーティーの支払い方法について、原則現金による支払いは不正の温床となりかねないため、現金支払いを不可とし、記録が残るよう口座振込のみとすべきとしております。

そして、国会議員関係政治団体の収支報告書については多くの国民が監視できるようにデジタル化を促進して、誰もが閲覧できるようデータベース化を図り、それにより更新履歴が残り、過去の収支報告書も容易に閲覧が可能となる。デジタル化した上で政治資金の収入と支出を監督する独立した第三者機関を設置し、不正がないようデジタルによるチェックの強化を図るよう、また罰則の強化では連座制の強化として、国会議員関係政治団体の収支報告書について、国会議員などの代表者が適法に作成されている旨の確認書提出を定めるべきと考えます。国会議員が「私は携わっていなかった」等の責任から逃れることを防止するためです。

さらに、虚偽記載などの違反があった場合、会計責任者だけではなく監督責任を怠った議員本人にも罰則刑及び公民権の停止の対象とすることとしています。

この意見書には今述べさせていただいたことが含まれていないことから、この意見書

には賛成いたしかねます。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

この意見書に対して賛成の立場で討論いたします。

国会でも今問題になっている企業団体献金のことなんですけども、やはりこの問題については、やはり企業・団体からお金をもらうことによってその政治がゆがめられる、その 1 点だと思います。で、先ほどの反対討論でもありましたけれども、お金を、寄附を明らかにすること、それは当然のことであります。そういったことを当然明らかにした上で、企業・団体による寄附を禁止することもしなければなりません。そういったことも全部含めて、この意見書には賛同いたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、意見書第 1 号 企業・団体献金及び企業・団体によるパーティー券購入の禁止を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

意見書第 1 号について、原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、意見書第 1 号は、原案のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

本件につきましては、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第 2 4 意見書第 2 号 政治資金パーティー収入を巡る裏金事件の全容の徹底解明を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

趣旨説明をさせていただきます。

自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる裏金事件の徹底解明で、国会の果たす役割が重要になっています。自民党は所属全国会議員対象のアンケート調査に続き、政治資金収支報告書に不記載のあった安倍派や二階派の国会議員らから聞き取った調査内容を報告しました。裏金の時期や金額など、新たに判明した部分はあるものの、国民が一番疑問に思っている裏金づくりの目的や使い道などは明らかにされていません。

そのような中、政治倫理審査会が今国会で開かれております。自民党の調査で判明した議員 83 人、衆議院で 51 名、参議院で 32 人、そのうち弁明に応じたのは安倍派の幹部や二階派など 10 名であります。

20 年以上前に始まったとされる安倍派裏金システムは、誰がいつ、何の目的で裏金システムをつくり、何に使ったのかが究明されておられません。報告書とかは裏金の主な使い道として、会合費、懇談費用、人件費、手みやげ代など 15 の実例を列挙しましたが、相手先は不明です。そして、キックバックについて、派閥の事務局から「収支報告書に記載しないように」との指示があったとしていますが、誰が指示したのか、明らかにしていません。

そして、2019 年と 22 年の参議院選挙のときに安倍派の改選議員の裏金額が増え、選挙買収に使われたのではないかと疑念にも答えていません。

自民党の報告書では結論部分で「自らが知る限りのことをつまびらかにし、さらなる説明責任を果たしていくことが求められている」と、議員個人に説明を促しています。まだまだ徹底して疑惑解明を行うことが求められています。

世論調査、少しこの意見書の世論調査は古いですけど、JNN が 1 月 6 日、7 日に実施した世論調査では、こういった自民党が立ち上げた政治刷新本部に期待しないのは 59 % に上り、国民の不信は払拭されておられません。徹底して疑惑解明を行うことは政治の責任であります。

国は一連の裏金事件の全容を、徹底解明を図るよう強く要望するという意見書を、忠岡町議会からも上げていきたいと思えます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、意見書第2号 政治資金パーティー収入を巡る裏金事件の全容の徹底説明を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

意見書第2号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、意見書第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

本件につきまして、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第25 意見書第3号 高すぎる国民健康保険料のさらなる値上げになる府内統一化を中止し財政支援を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

高すぎる国民健康保険料のさらなる値上げになる府内統一化を中止し財政支援を求める意見書の趣旨説明を行います。

物価高騰が国民の暮らしを直撃する中、自営業者やフリーランス、年金生活者、健康保険不適用の労働者などが加入する国民健康保険の保険料、税の値上げが相次いでいます。

全国知事会は低所得者が多く加入する国保の保険料が重いことについて、国保の構造的問題だとし、公費 1 兆円の投入で高過ぎる国保料を協会健保の保険料並みに引き下げるよう、国に要望を続けています。

2023 年度、全国 1, 736 自治体のうち国保料の高い市区町村ワースト 50 に、大阪府下の 30 の自治体がランクインしています。これは府政が国に先駆けて府内の国保料を 24 年度に完全統一する方針を示し、保険料負担軽減の独自支援を行う自治体に圧力をかけているためであります。

また、府下自治体は統一保険料に合わせるため、年々値上げをしており、中でも過去 6 年間で大阪府は突出しています。その負担は、例えば給与年収 300 万円の 4 人家族、30 代夫婦と小学生の子ども 2 人の国保料は、府下の自治体で約 30 万円から 37 万円に及びます。一方、同じ年収、家族構成の世帯が、中小企業の労働者が加入する協会健保では保険料の本人負担は約半分に収まります。

さらに 2024 年度、大阪府標準保険料率 38 万 6, 186 円に統一すれば、43 市町村全ての保険料が急増します。値上げ額のトップは和泉市で 7 万 6, 381 円、以下大東市が 6 万 3, 913 円、四條畷市 6 万 3, 181 円と続きます。この忠岡町においても 1 万 5, 780 円の負担増となります。市町村それぞれの値下げ努力をしてきた市町村ほど激しい値上げにならざるを得ません。

公費投入を増やして高過ぎる国保料を引き下げることこそ、厳しい家計のやりくりを強いられている住民の望む道であります。そのため、全国の自治体では統一化に踏み出していないところが多いです。

大阪府は今すぐ国保の大阪府内統一化は中止または延期し、市町村独自の値下げを認めるとともに、府として財政支援を行うことを求めるものである意見書であります。皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、意見書第3号 高すぎる国民健康保険料のさらなる値上げになる府内統一化を中止し財政支援を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

意見書第3号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（北村 孝議員）

起立少数であります。

よって、意見書第3号は、否決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第26 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

総務事業常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務事業常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。

よって、総務事業常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第２７ 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

福祉文教常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第７４条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。福祉文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。

よって、福祉文教常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第２８ 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第７４条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

本定例会に付されました事件は、すべて議了いたしました。

それでは、ここで、この３月３１日をもって退任されます富本教育長より退任のご挨拶の申し出がございますので、これを許します。

それでは、富本教育長、登壇願います。

教育長（富本 正昭教育長）

議長のお許しを頂き、まことに恐縮ですが、退任のご挨拶をさせていただきます。

退任に当たり、忠岡町議会議員の皆様、杉原町長を初め役場職員の皆様、教育委員の皆様、そして忠岡町民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

平成２７年４月に前川教育長の後任として、本町教育長を拝命させていただき、早いもので９年がたちました。この間多くの皆様から、教育の果たす役割の大きさや素晴らし

さ、そして教育の厳しさについて様々ご指導、ご鞭撻を頂きました。そこにはこのまちをもっと良くしたい、素晴らしいまちにしたいという志が感じられ、教育にその中核を担ってほしいという熱い思いを感じさせていただきました。このような忠岡町で勤務できたことは、私の誇りであります。

私は、縁あって昭和56年4月に忠岡中学校に理科の新任教师として着任し、教諭として9年間勤めた後、本町教育委員会、大阪府教育委員会、現在の大阪府教育庁を歩き来し、一貫して教育行政に身を置かせていただきました。その後、東忠岡小学校長を4年間勤めた後、教育長として3期9年を勤めさせていただきました。

振り返りますと、府教委勤務の6年間を除き、教員時代を含めて通算37年間もの長きにわたり忠岡町で勤務させていただいたことになります。これは私の人生の半分以上の期間になります。忠岡の子どもたちは明るく、素直で元気いっぱいな子どもたちが多く、私のつたない授業や学級経営にも付き合ってくれました。また、当時の保護者の皆様には、生意気なこの私に対し、温かく接していただきました。地域の皆様にも大きな抱擁力をもって接していただきました。

お世話になった皆様の中には既に鬼籍に入られた方もいらっしゃいますが、頂戴いたしましたご恩は決して忘れることはできません。心より感謝申し上げます。私はこのように忠岡町で勤務できたことを終生誇りとさせていただきます。

最後に一つお願いを申し上げ、ご挨拶を終えたいと思います。「教育は国家百年の計」という言葉があります。似たようなものに「教育の計は百年にあり」という言葉もあります。教育というものは目先のことを考えるのではなく、目に見えないほど遠くに目標をしっかりと見据えて行わなければならない。教育する者は、自らの教えがすぐに成果となって表れなくても、時を経て子どもたちが成長した暁に理解される、そのことを信じて地道に実践することが大切だという意味だと思います。

世の中には様々な教育施策や実践があふれています。中には派手で人目を引く施策や実践もありますが、理念なき施策や実践は短期間でその輝きが失われ、廃れていくものです。教育行政の推進は、教育の中身である教育内容と人材配置を含めた教育環境の双方に負うところが大きいです。豊かな学びを保障するため、確かな教育理念のもと、一人一人の自己実現につながる教育内容の創造と実践、それを支える教育環境の整備が歩みを止めることなく着実に進展されますことを切に願う次第であります。

結びに、忠岡町に住まう全ての皆様のご健勝とご多幸、並びに我が第二のふるさと忠岡町の今後ますますのご隆盛を心より祈念申し上げ、退任のご挨拶と御礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

議長（北村 孝議員）

富本教育長、3期9年の長きにわたり大変ご苦勞さまでございました。またお疲れさまでございました。

それでは、閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議長のお許しを頂きましたので、閉会に際しまして一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

去る２７日より開会されました本定例会におきまして、予算案に対しましていろいろな慎重なご意見、またご審議をいただき、またご賛同、ご可決いただいたこと、誠にありがとうございます。

そして、今日は人事案で非常に残念な結果になりましたけれども、今、富本教育長の退任のご挨拶の中にもありましたように、停滞することなく前に進みながら、もう一度基本に戻りながら一歩ずつ一歩ずつしっかりと、この風穴の空いたところを埋めつつ、皆さんとしっかりと頑張っていきたいと思っております。その旨も十分に尊重されながら、今後の町政運営に生かしてまいりたいと思います。

結びになりますが、寒さもやっと和らいできまして、穏やかな季節となつてまいりましたが、議員皆様方におかれましては健康にご留意され、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上をもちまして、令和６年第１回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。お疲れさまでございました。閉会いたします。

（「午後５時２９分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年3月22日

忠岡町議会議長 北 村 孝

忠岡町議会議員 河 野 隆 子

忠岡町議会議員 河 瀬 成 利